

令和2年4月24日

東中学校保護者 様

北本市立東中学校  
校長 牛久 裕介

### 臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による臨時休業に伴い、学校給食の提供を中止していることから、給食費の返金等の取り扱いについてお知らせいたします。

#### 記

##### 1 返金額

令和2年度の給食予定回数（中学校では179回）をもとに、給食を実施できなかった回数に応じて、1食単価（中学校では320円）で計算し、返金額を確定します。

##### 2 返金方法

給食費は年間の総費用を月割りした金額で集金させていただいているため、年間で給食を実施しなかった回数に応じて、年度末にまとめて返金を行います。

##### 3 その他

- (1) 5月以降の給食費については、通常どおり集金をさせていただき、今後の給食に使用する予定の一部の食材について業者へ支払いを行います。
- (2) 今後、変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。
- (3) その他、ご不明な点等は、本校教頭 木暮あて（TEL 048-592-3145）お尋ねください。